

# 事前評価調書

(別紙4)

I 事業概要																																					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																				
地区名	一般県道 <small>にしはぎわらきたかたせん</small> 西萩原北方線																																				
事業箇所	<small>いちのみや ひがしごじょう</small> 一宮市東五城地内始め																																				
事業のあらまし	一般県道 <small>にしはぎわらきたかたせん</small> 西萩原北方線は、一宮市西部における幹線道路でバス路線にもなっており、自動車交通量の多い路線である。本事業区間は、歩道が設置されているものの、歩道幅員が十分確保されておらず、朝夕の通勤・通学時には利用者で混雑し、車道に出て通行する状況も確認され、非常に危険な状況となっている。このため、本事業により道路幅員を再配分して歩道拡幅を行うことで、安全な交通環境の確保を図るものである。																																				
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ①歩行者等の安全性確保 <b>【副次目標】</b> —																																				
事業費	事業費		内訳																																		
	2.20 億円		■工事費 2.00 億円、□用補費 億円、■その他 0.20 億円																																		
事業期間	採択予定年度	2019 年度	着工予定年度	2020 年度	完成予定年度	2022 年度																															
事業内容	歩道拡幅 L=1.40km W=16.0m																																				
II 評価																																					
①事業の必要性	1) 必要性	歩道幅員が十分確保されておらず、朝夕の通勤・通学時には利用者で混雑し、車道に出て通行する状況も確認され、非常に危険な状況となっている。																																			
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 <b>【理由】</b> 歩行者等の安全な交通環境の確保が必要であるため。																																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">工種区分</td> <td>調査設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: right; border: none;">/</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩道拡幅工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">2.2</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table>							2019	2020	2021	2022	合計	工種区分	調査設計	←	→			/	工事					歩道拡幅工事		←		→	事業費（億円）		2.2				2.2
			2019	2020	2021	2022	合計																														
工種区分	調査設計	←	→			/																															
	工事																																				
	歩道拡幅工事		←		→																																
事業費（億円）		2.2				2.2																															
2) 地元の合意形成	事業の実施について地元の合意形成がなされている。																																				
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 <b>【理由】</b> 事業の実施について、地元の合意形成がなされており、事業の実行性が期待できる。																																			
III 対応方針																																					
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																				

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5 年目） 対象外

【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化